

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【公表番号】特表2008-542068(P2008-542068A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-513917(P2008-513917)

【国際特許分類】

B 2 9 D 31/00 (2006.01)

B 2 9 C 65/40 (2006.01)

C 0 3 C 27/12 (2006.01)

B 6 0 J 1/00 (2006.01)

【F I】

B 2 9 D 31/00

B 2 9 C 65/40

C 0 3 C 27/12 K

B 6 0 J 1/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月17日(2008.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 3】

図5には、カバーフィルム22の分離可能なエッジ範囲38がスペーサ30の部分54によって置き換えられた変形実施の形態が示してある。この部分54はスペーサ30のベース部分50上に固定しないで載せててもよいし、例えば接着によってベース部分に固定連結してもよい。ベース部分50は、図3の例のように接着剤層20を備えていないカバーフィルム22の穴46付き範囲内に延在するスペーサ30の第1範囲を形成する。一方、載置または接着した部分54は、その下にあるベース部分50の一部と共に第2範囲48を形成している。この第2範囲は第1範囲よりも大きな厚さを有し、積層時にマトリックス24とガラス板18の間に位置する。それによって、マトリックス24からカバーフィルム22のエッジに加えられる押圧力を低減することができ、従ってカバーフィルム22とマトリックス24の間の範囲のエア抜きが改善される。その際、第1範囲50は接着剤層20の外側に接続し一方、第2範囲48はカバーフィルム22の外側に接続している。圧力を低下させる前に、第1範囲50が接着剤層20よりも大きな厚さを有し、第2範囲48が接着剤層20と接着フィルム22の合計よりも大きな厚さを有すると合目的である。第2範囲48の外側エッジは好ましくは、ガラス板18の外側エッジと面一である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 9】

図9には図2の実施の形態の変形が示してある。この場合、カバーフィルム22の分離可能なエッジ範囲38はその外側エッジに、外側に突出する折り曲げ可能な固定舌片62, 64を備えている。この場合、例えば固定舌片62は上方へ90°折り曲げられ、固定

舌片 6 4 は下方へ 90° 折り曲げられ、続いてこの位置で接着テープによってマトリックスに固定可能である。その後で、マトリックスはガラス板 1 8 または溶融接着フィルム 2 0 に載せられたカバーフィルム 2 2 に載せられる。これにより、分離可能なエッジ範囲 3 8 が外側へ滑り落ちることが防止される。この滑り落ちはマトリックスによる押圧力の付勢に起因する。この滑り落ち防止は、図 8 の実施の形態の場合のように、積層時に複数のガラス板が重ねられるときに効果的である。この場合、各カバーフィルム 2 2 は固定舌片 6 2, 6 4 を備えている。固定舌片の思想は、例えば図 4, 5 の実施の形態で示すような 2 段式スペーサ 3 0 の場合にも使用可能である。この場合、積層の際のスペーサ 3 0 の外側への滑り落ちを防止するために、折り曲げ可能な固定舌片はスペーサ 3 0 の外側エッジに配置される。